

○平成十七年千葉県教育委員会告示第四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を改正する告示
新旧対照表

改正案

千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	口頭による開示請求を行うこと ができる個人情報 の項目	口頭による開示 請求を行うこと ができる期間	口頭による開 示請求を行う ことができる
		試験等の名称	開示する内容	試験等の名称
千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	学力検査の総合 得点及びその教 科別得点	入学許可候補者 発表日の翌日か ら一箇月間	受検した千葉 県立高等学 校
千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	学校独自問題に よる検査の総合 得点及びその教 科別得点並びに その他の検査 （思考力を問う 問題による検査 に限る。）の得 点	入学許可候補者 発表日の翌日か ら一箇月間	受検した千葉 県立高等学 校

現行

千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	口頭による開示請求を行うこと ができる個人情報 の項目	口頭による開示 請求を行うこと ができる期間	口頭による開 示請求を行う ことができる
		試験等の名称	開示する内容	試験等の名称
千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	学力検査の総合 得点及びその教 科別得点	入学許可候補者 発表日の翌日か ら一箇月間	受検した千葉 県立高等学 校
千葉県公立高等学校 校入学者選抜（市 立高等学校を除 く。）	調査書	学校独自問題に よる検査の総合 得点及びその教 科別得点	入学許可候補者 発表日の翌日か ら一箇月間	受検した千葉 県立高等学 校